

# 拓水

題字は 県漁連三浦会長

## 10月号

No. 205

発行所

兵庫県漁業協同組合連合会  
兵庫県水産改良普及協会  
〒652

神戸市兵庫区新在家町12  
発行人 三浦清太郎  
TEL 671-6685・681-6954

編集 拓水編集委員会  
一部 10円

## 取り戻せ「白浜青松」

### 瀬戸内漁民の悲願貫徹を

#### 瀬戸内海環境保全措置法成立

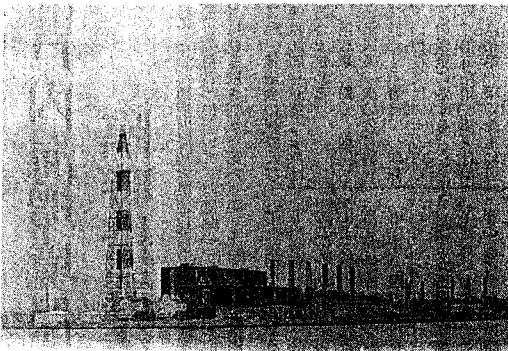
我々漁民を始め周辺住民が永年わたって要望してきた、瀬戸内海環境保全に関する特別法の制定が、このたび超党派議員提案により「瀬戸内海環境保全臨時措置法」として国会で成立し、やっと日の目を見たことは、その内容の点についてはいろいろ不満もありますが、先づもって第一歩前進として我々は卒直に受け止めていく次第であります。

本法そのものについては、本紙八月、九月号及び本号に掲載してありますので、その概要と問題点についてあらまし次のようなことが考えられる。

二八〇日間わたる長丁場となった第七一特別国会において成立した関係法律は、まず六月から七月にかけて、①水産業協同組合法の一部改正、②農水産業貯金保険法、③漁船損害補償法一部改正、④漁船積荷保除臨時措置法、⑤港灣法等一部改正等が成立した。九月に入ってから、⑥船舶安全法一部改正、⑦農林年金法一部改正について、⑧公害関連法が次の日順で成立した。

九月十四日、公有水面埋立法の一部改正  
九月十八日、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律  
九月十九日、水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法  
九月二十日、瀬戸内海環境保全臨時措置法、及び公害健康被害補償法

九月二十六日に成立したこの法律は附則により、十月二十六日から施行され、三年間の時限立法で、この間に瀬戸内海の環境を保全するための有効な施策を進めながら、三年以内に恒久的な「瀬戸内海環境保全法」を制定しようとするものであります。この法律の施行によって瀬戸内海の二つの間に瀬戸内海の環境を保全するため、次の施策が行なわれます。



瀬戸内海汚染の元凶臨海工業地帯

先づ、政府に瀬戸内海浄化のためのマスタープランづくりを義務づける一方、対応措置として地元各府県間に瀬戸内海の環境を保全するための有効な施策を進めながら、三年以内に恒久的な「瀬戸内海環境保全法」を制定しようとするものであります。この法律の施行によって瀬戸内海の二つの間に瀬戸内海の環境を保全するため、次の施策が行なわれます。

## 11月現在 第五次漁業センサス実施

### 兵庫県企画部統計課

今年、農林省が五年ごとに行なっている漁業センサスの実施年にあたり、十一月一日現在で全国一せいに漁業についての人がかりな調査が行なわれた。

この調査は、漁業の国勢調査ともいえるもので、今回が五回目にあたるため、第五次漁業センサスと称せられております。

調査の目的は、漁業の基本的生産構造、就業構造およびその背景を明らかにし、水産行政諸施策の基礎資料を整備することにあります。

調査の実施については、知事が任命した漁業センサス調査員が、漁家を戸一戸訪問して、聞き取りによって調査することになっておりますが、調査の内容が目的以外に使用されること

で定められた工場の新設は、知事に届け出るだけでよかったが、この法では工場が環境保全及び災害防止に若干の配慮がなされ、理直に免れなければならないことになっている。

この法の三本柱の内容は、環境保全上の観点から、理直に免れなければならないことになっている。理直に免れなければならないことになっている。

この法の三本柱の内容は、環境保全上の観点から、理直に免れなければならないことになっている。理直に免れなければならないことになっている。

この法の三本柱の内容は、環境保全上の観点から、理直に免れなければならないことになっている。理直に免れなければならないことになっている。

この法の三本柱の内容は、環境保全上の観点から、理直に免れなければならないことになっている。理直に免れなければならないことになっている。

## 漁民の意志尊重し

### 汚濁防止計画はこれから

なればならない。①知事の命令は「瀬戸内海の水質が早急に現時的な回復の途に入る」ことである。今国会で公有水面埋立法の一部改正により

なればならない。①知事の命令は「瀬戸内海の水質が早急に現時的な回復の途に入る」ことである。今国会で公有水面埋立法の一部改正により

なればならない。①知事の命令は「瀬戸内海の水質が早急に現時的な回復の途に入る」ことである。今国会で公有水面埋立法の一部改正により

業会社など、過去一年間に営んだ漁業種類、使用した漁船、漁業従事者数、世帯員の状況、兼業の状況、新規学卒者の進路、住宅の状況など。

最高性能と 最大の実績を誇る...  
ブイの王様  
**ゼニライト**

あらゆる漁場にあわせてゼニライトは約40種類をそろえて 皆様の御用命をお待ちしております。  
お問合せは各県漁連へどうぞ。

株式会社 屋屋アルミニウム製作所 浮標事業部  
池田市西島町2-7 1176-1 TEL: 072761121 Telex: 532-235  
1443 TEL: 093826653 Telex: 7524-34 東京 TEL: 03(57)3581  
Telex: 252-2097 札幌 0122062571

---

余裕馬力の差が 大漁をお約束します  
新発売

- 内海沿岸漁業に最適 M3Q=30馬力 1400回転
- 内海沿岸の底引きに最適 3QC=農機15馬力 1200回転

ゆたかな人間環境づくり

**ナボク マルティンディーゼル**

久保田鉄工

本社 東京都中央区本町2-1-1 TEL: 03-5611-1111  
大阪支店 大阪市東区東船場2-1-1 TEL: 06-243-1111  
神戸支店 神戸市中央区北長狭町2-1-1 TEL: 078-241-1111  
名古屋支店 名古屋市中区栄2-1-1 TEL: 052-241-1111  
福岡支店 福岡市中央区天神2-1-1 TEL: 092-241-1111  
仙台支店 仙台市青葉区中央2-1-1 TEL: 022-241-1111  
札幌支店 札幌市中央区南一条西2-1-1 TEL: 011-241-1111  
旭川支店 旭川市南一条西2-1-1 TEL: 0142-241-1111  
帯広支店 帯広市南一条西2-1-1 TEL: 0155-241-1111  
釧路支店 釧路市南一条西2-1-1 TEL: 0156-241-1111  
網走支店 網走市南一条西2-1-1 TEL: 0157-241-1111  
稚内支店 稚内市南一条西2-1-1 TEL: 0158-241-1111  
紋別支店 紋別市南一条西2-1-1 TEL: 0159-241-1111  
根室支店 根室市南一条西2-1-1 TEL: 0160-241-1111  
網走支店 網走市南一条西2-1-1 TEL: 0157-241-1111  
稚内支店 稚内市南一条西2-1-1 TEL: 0158-241-1111  
紋別支店 紋別市南一条西2-1-1 TEL: 0159-241-1111  
根室支店 根室市南一条西2-1-1 TEL: 0160-241-1111

参考掲載  
その  
(三)

# 瀬戸内海環境保全 臨時措置法案全文

瀬戸内海の環境浄化を自発した瀬戸内海環境保全特別措置法案の林案は一部修正され、衆議院公害・環境特別委員会(佐野委員長)において、与野党の一貫を見、その後衆議院に議員立法として上程され、成立。前号にひき続き、法案第四章第二十一条(経過措置)より掲載します。

## (経過措置)

第二十一条 この法律の規定に基づき政令を制定し又は改定する場合は、その政令で、その政令で、その制定又は改定に伴い、合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

## (事務の委任)

第二十二條 この法律の規定により府県知事の権限の属する事務は、政令で定めることにより、政令で定める市長に委任することができる。

## (瀬戸内海環境保全審議)

第二十三條 環境庁に、瀬戸内海環境保全審議会(以下「審議会」という)を置く。

2、審議会は、環境庁長官又は関係大臣の諮問に応じ第十三条の規定その他のこの法律の運用について、基本的な方針等瀬戸内海の環境の保全に関する重要事項を調査審議する

3、審議会は、前項に規定する事項について、環境庁長官又は関係大臣に意見を述べることができる

4、審議会は、次の各号に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員四十人以内で組織する

一、関係行政機関の職員

二、関係府町村の長を代表する者

三、学識経験のある者

四、審議会の委員は、非常勤とする

五、前二項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關する事項は、政令で定める

第二十四條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する

一、第五條第一項又は第八條第一項の規定に違反した者

二、第十一條の規定に違反した者

第二十五條 第七條第二項の規定による届出をし、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の罰金に処する

第二十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金を科する

第二十七條 第八條第四項第九條又は第十條第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の罰金に処する

附 則  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えた日から施行する

## 第五節 罰 則

第二十四條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する

一、第五條第一項又は第八條第一項の規定に違反した者

二、第十一條の規定に違反した者

第二十五條 第七條第二項の規定による届出をし、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の罰金に処する

第二十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金を科する

第二十七條 第八條第四項第九條又は第十條第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の罰金に処する

附 則  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えた日から施行する

第二条 第五條第一項に規定する区域において、この法律の施行前に、特定施設に設置した水質汚濁防止法第五條の規定による水質汚濁防止法第五條の規定による届出をした者で、この法律の施行の際に同法第五條の規定による届出をしない者は、罰金を科しない

第三条 前項に規定する者は、水質汚濁防止法第九條の規定による届出をしたときは、当該特定施設について第五條第一項又は第八條第一項の許可を受けたものとみなす

第四条 第五條第一項に規定する区域において、この法律の施行の際に特定施設に設置した水質汚濁防止法第九條の規定による届出をしない者は、罰金を科しない

第五条 前項に規定する者は、当該特定施設について第五條第一項又は第八條第一項の許可を受けたものとみなす

第六条 第五條第一項に規定する区域において、この法律の施行の際に特定施設に設置した水質汚濁防止法第九條の規定による届出をしない者は、罰金を科しない

第七条 前項に規定する者は、当該特定施設について第五條第一項又は第八條第一項の許可を受けたものとみなす

第八条 第五條第一項に規定する区域において、この法律の施行の際に特定施設に設置した水質汚濁防止法第九條の規定による届出をしない者は、罰金を科しない

第九条 前項に規定する者は、当該特定施設について第五條第一項又は第八條第一項の許可を受けたものとみなす

第十条 第五條第一項に規定する区域において、この法律の施行の際に特定施設に設置した水質汚濁防止法第九條の規定による届出をしない者は、罰金を科しない

第十一条 前項に規定する者は、当該特定施設について第五條第一項又は第八條第一項の許可を受けたものとみなす

第十二条 第五條第一項に規定する区域において、この法律の施行の際に特定施設に設置した水質汚濁防止法第九條の規定による届出をしない者は、罰金を科しない

第十三条 前項に規定する者は、当該特定施設について第五條第一項又は第八條第一項の許可を受けたものとみなす

第十四条 第五條第一項に規定する区域において、この法律の施行の際に特定施設に設置した水質汚濁防止法第九條の規定による届出をしない者は、罰金を科しない

第十五条 前項に規定する者は、当該特定施設について第五條第一項又は第八條第一項の許可を受けたものとみなす

第十六条 第五條第一項に規定する区域において、この法律の施行の際に特定施設に設置した水質汚濁防止法第九條の規定による届出をしない者は、罰金を科しない

第十七条 前項に規定する者は、当該特定施設について第五條第一項又は第八條第一項の許可を受けたものとみなす

第十八条 第五條第一項に規定する区域において、この法律の施行の際に特定施設に設置した水質汚濁防止法第九條の規定による届出をしない者は、罰金を科しない

第十九条 前項に規定する者は、当該特定施設について第五條第一項又は第八條第一項の許可を受けたものとみなす

第二十条 第五條第一項に規定する区域において、この法律の施行の際に特定施設に設置した水質汚濁防止法第九條の規定による届出をしない者は、罰金を科しない

## 油濁・赤潮被害を補償 議員立法めざし検討急ぐ

### 全 漁 連 情 報

#### 油濁による被害対策

一、目的 船舶の航行および製油施設等からの油濁による漁業被害対策(原因不明なものに限る)

二、補償措置 被害者は、都道府県知事に被害額の補償措置を請求することができる

三、救済対策 漁業共済法を改正して赤潮被害の補償を行う

四、費用徴収 納入義務者による漁場環境の復旧事業に一定回数以上寄港する外国船舶の額の算定基準はトナリ制

五、監視体制 ①パラスト水の不法投棄等の常時監視体制を整備する ②船舶、工場施設の強制立入調査権を都道府県に与える ③協会に対する負担金および協会の収入等については税の軽減措置を講ずる

六、漁業操業安全協会 ①民法に基づく財団法人をつくり、②漁業被害に伴う損失補償の費用を原資とする

七、費用徴収 ①納入義務者による漁場環境の復旧事業に一定回数以上寄港する外国船舶の額の算定基準はトナリ制

八、国の助成等 ①政府および都道府県は協会に対して債務保証措置を講ずる ②協会に対する負担金および協会の収入等については税の軽減措置を講ずる

九、原因者の究明調査 ①国の機関を設けて行う

一〇、赤潮による被害対策 ①赤潮による特別わくを設け、赤潮の漁業被害のすべてを対象とする

②原因究明と防止 ③原因究明のための研究体制を整備 ④下水道整備計画の整備 ⑤尿等の排水の規制 ⑥尿等の排水の規制 ⑦尿等の排水の規制

⑧原因究明のための研究体制を整備 ⑨下水道整備計画の整備 ⑩尿等の排水の規制 ⑪尿等の排水の規制 ⑫尿等の排水の規制

## 第三十九年法律第七十号

第二條第七項に規定する電気工作物である特定施設又は海洋汚濁防止法第三條第九号に規定する廃油処理施設である特定施設の設置につき、これらの法律の規定による許可若しくは認可を受けた者又はこれらの法律の規定による届出をした者が当該特定施設を設置した者(この法律の施行の際に設置の工事をしている者を含む。)であつて、当該特定施設を設置する鉱山保安法第二條第二項本文に規定する鉱山又は排場若しくは事業場から排水を排出するものは、当該特定施設について第五條第一項の許可を受けたものとみなす

第三條 この法律の施行前にした行為及び水質汚濁防止法第八條の規定による命令又は同法第九條第一項の規定による実施法の施行前に、鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第八條第一項に規定する建設物、工作物その他の施設である特定施設、電気事業法(昭和

三十九年法律第七十号)第三十九條第七項に規定する電気工作物である特定施設又は海洋汚濁防止法第三條第九号に規定する廃油処理施設である特定施設の設置につき、これらの法律の規定による許可若しくは認可を受けた者又はこれらの法律の規定による届出をした者が当該特定施設を設置した者(この法律の施行の際に設置の工事をしている者を含む。)であつて、当該特定施設を設置する鉱山保安法第二條第二項本文に規定する鉱山又は排場若しくは事業場から排水を排出するものは、当該特定施設について第五條第一項の許可を受けたものとみなす

第四條 この法律は、施行の日から起算して三年を超えない範囲内において別に法律で定める日にその効力を失ふ(環境庁設置法の一部改正)

第五條 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する

第四條 第二十七條の次に次の号を加える

二十七の二 瀬戸内海環境保全臨時措置法(昭和四十八年法律第七号)の施行に関する事務を処理すること

第五條第六項中「及び第二十七号から第二十九号まで及び第二十七号の二」に改め、「第三十一号に規定する事務」の下に「並びに瀬戸内海環境保全審議会の庶務に関する事務」を加える

第六條 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において別に法律で定める日にその効力を失ふ(環境庁設置法の一部改正)

第七條 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する

第四條 第二十七條の次に次の号を加える

二十七の二 瀬戸内海環境保全臨時措置法(昭和四十八年法律第七号)の施行に関する事務を処理すること

第五條第六項中「及び第二十七号から第二十九号まで及び第二十七号の二」に改め、「第三十一号に規定する事務」の下に「並びに瀬戸内海環境保全審議会の庶務に関する事務」を加える

第六條 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において別に法律で定める日にその効力を失ふ(環境庁設置法の一部改正)

第七條 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する

第四條 第二十七條の次に次の号を加える

二十七の二 瀬戸内海環境保全臨時措置法(昭和四十八年法律第七号)の施行に関する事務を処理すること

第五條第六項中「及び第二十七号から第二十九号まで及び第二十七号の二」に改め、「第三十一号に規定する事務」の下に「並びに瀬戸内海環境保全審議会の庶務に関する事務」を加える

第六條 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において別に法律で定める日にその効力を失ふ(環境庁設置法の一部改正)

第七條 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する

第四條 第二十七條の次に次の号を加える

二十七の二 瀬戸内海環境保全臨時措置法(昭和四十八年法律第七号)の施行に関する事務を処理すること

第五條第六項中「及び第二十七号から第二十九号まで及び第二十七号の二」に改め、「第三十一号に規定する事務」の下に「並びに瀬戸内海環境保全審議会の庶務に関する事務」を加える

第六條 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において別に法律で定める日にその効力を失ふ(環境庁設置法の一部改正)

第七條 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する

第四條 第二十七條の次に次の号を加える

二十七の二 瀬戸内海環境保全臨時措置法(昭和四十八年法律第七号)の施行に関する事務を処理すること

# 9月の漁況と海況 (内側海)

## ◎海況

3~4日播磨灘で実施した海洋観測結果による水温分布は、中央・東部海域において各層とも27.5℃内外、北西部の表・中層27.5~28.0℃、底層27.0℃内外を示し平年比較で全域各層にわたって+1.3~+2.0℃高目、また南西部では表・中層 27.0~27.5℃、底層 25.0~26.0℃で+0.5℃内外を示し前月に引続き高目が持続している。一方18日における大阪湾淡路湾寄海域においては北部で各層とも26.0℃内外、南部では25.0℃台を示しとも+1.0℃内外の高目。また同日の紀伊水道北部海域では東部表・中層 26.0℃、底層24.5℃内外、中部表・中層 25.5~26.0℃内外をそれぞれ示し中部の扇島南東部海域の底層で23.0℃台の低温域(平年比較-1.0℃)を認めた以外は前月に引続き+0.5~+1.0℃高目に経過している。

## ◎漁況 (概況)

淡路、播磨、摂津沿岸での表面水温は平年値より1.0~1.5℃高目に推移しているが同地では例年とおり、のり張り込み準備に取掛ったが一部の地方を除き漁船漁業は前月に引続き活況を呈している。明石、瀬戸及びその東西海域では小型底曳でガザミ、クルマエビ(夜曳)エビ、タコ、イカ、カレイ、ハギ(昼曳)曳網でマルアジ、ハマチ、タチウオなど。友ヶ島水道及びその南北海域で小型底曳では小型底曳でエビ類、キス、イカ、アナゴ、刺網でハギ、カレイ、ベラ、キス、延縄でタイ、タコなど。治島周辺及び南・西部海域では小型底曳でエビ類、カマス、キス、イカ、ガザミ、曳網でタチウオ、一本釣でアマジ、タコ、ベラ刺網でハギ、グチ、エン、八田網でマアジなど。鳴門海峡及びその南北海域では小型底曳でクルマコビ(北部)エビ類、ガザミ(含ジャンメ)イカ、曳網でサワラ、ハマチ、一本釣でキス、グチ、延縄でチヌ、フグ(中旬より)刺網でマイワシ、ベラ、八田網で豆アジなど。播磨灘中・北部では小型底曳でエビ類、シコ、キス、タコ、カレイ、グチ、曳網でタチウオ、マルアジ、流し刺網でサワラなどが各海域における主な漁業とその漁獲対象魚となっている。

## ◎各地

(註・以下は1日1度当りの平均漁獲量、@は1キロの平均単価円、何隻は操業隻数)

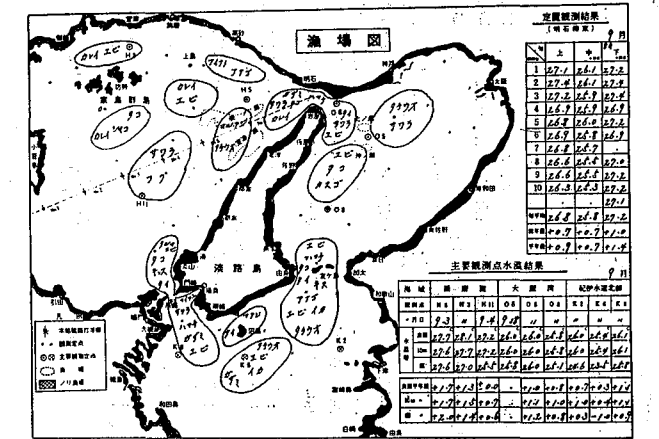
地域	漁獲物	平均単価	操業隻数	
明石浦	小型底曳網イカ	10キロ@600	10隻	
	タコ	10キロ@600	10隻	
	ハギ	10キロ@100	10隻	
	クルマエビ	10キロ@150	10隻	
	ガザミ	15キロ@150	10隻	
	エビ	7キロ@430	10隻	
	ハマチ	5キロ@1,400	10隻	
	クルマエビ	5キロ@3,750	40~60隻	
	マアジ	50~100尾	1尾550	4隻
	各曳網	マルアジ30尾	1尾150	タチウオ250尾
由良	小型底曳網タイ	13キロ@4,200	5隻	
	アサギ	3キロ@1,300	キス6キロ@400	
	シラサエビ	8キロ@700	イカ8キロ@400	
	その他	15キロ@300	5隻	
	各刺網	キス15キロ@600	ハギ20キロ@700	
	カレイ	4キロ@2,100	ベラ5キロ@500	
	その他	10キロ@1,000	25隻	
	延縄	タイ7キロ@4,300	カサゴ7キロ@800	
	その他	15キロ@300	6隻	
	タチウオ曳網	75キロ@70	50隻	
沼島	小型底曳網カツエビ	1キロ@1,000	カマス15キロ@150	
	キス	12キロ@300	雑エビ16キロ@大500	
	小80	ガサミ13キロ@1,000	ハリイカ15キロ@150	
	43隻	タチウオ曳網	150キロ@100	6隻
	各一本釣	マアジ25キロ@450	10隻	
	タイ	10キロ@中2,900	小1,700	4隻
	ベラ	15キロ@500	タコ5キロ@350	3隻
	エン	延縄100キロ@50	2隻	
	アワビ	2キロ@1,100	タコ4キロ@350	4隻
	八田網	マアジ1,500キロ@370	小アジ1,500キロ@100	1統
福良	小型底曳網ササエビ	2キロ@2,000	カツエビ1キロ@800	
	小エビ	5キロ@200	ガザミ30キロ@大70%	
	1,000	30%@500	イカ5キロ@300	
	35隻	各曳網	タチウオ120キロ@110	75隻
	サワラ	13キロ@1,000	20隻	
	ハマチ	10キロ@400	(目廻り600g)10隻	
	一本釣	グチ13キロ@300	キス3キロ@850	
	20隻	各延縄	チヌ20キロ@850	4隻
	フグ	(16日より)20キロ@大1,700	小1,500	6隻
	各刺網	マアジ400キロ@50	5隻	
ベラ	20キロ@400	2隻		
丸山	八田網	マアジ300キロ@135	2統	
	小型底曳網	ササエビ2キロ@2,000	10キロ@3,500	
	2隻	延縄	カサゴ5キロ@950	5隻
	アサギ	3キロ@2,200	5隻	
	キス	刺網55キロ@350	10隻	
	タコ	垂網75キロ@450	8隻	
	サワラ	流し網15~20キロ@650	(目廻り1.8~2.2キロ)2隻	

## ◎特記事項

※昨年南・瀬海域でアカエイの豊漁をみたが本年は漁獲皆無である反面、本年は前月に引続きガザミ、クルマエビの豊漁が持続している。  
※昭和46年は各海域でウマズラハギの来遊量が極めて濃密で豊漁に恵まれたが昨年はそれを大きく下廻り、更に本年は昨年よりも下廻っている。  
※淡路南部海域では7月よりマアジの来遊量が例年より極めて多く本日も前月に引続き好漁が持続しました。ここ数年、福良湾内及びその周辺に来遊をみせている中・大羽群が本年は特に顕著で前月に引続き刺網の漁獲対象となっている。  
※前月外界逸脱などで低調となっていたタチウオ曳網が本日より好転し昨年引続き各海域で好漁が持続している。また8月30日には明石海峡東部に集中的来遊をみせたハマチ魚群がその後、同周辺海域で滞留を続けると同時に成長し前年を大幅に上回る好漁が持続している。

## ◎今後の見込み

本年秋のタチウオ漁は上旬より紀伊水道南部からの大量の添加群が紀伊水道北部海域に、また内海においても従来の滞留群に加わり各海域における曳網漁は急激に上向きを見せた。しかしこれら魚群の内海滞留の環境諸要因を総合的にみれば10月上旬・中旬は昨年並の豊漁が期待できるだろうが、下旬には早くも南下が始まるのではないかと。一方秋サワラ漁についても平年漁に経過しているが10月中の好漁時は好漁が期待出来るだろうがそれが山場となる環境要因からみてタチウオ同様本年は内海系側成長群の逸脱が例年より比し早目となる見込みを立てている。従って友ヶ島水道南部海域では南下群の初漁が早目となるだろう。(水試、岩井)

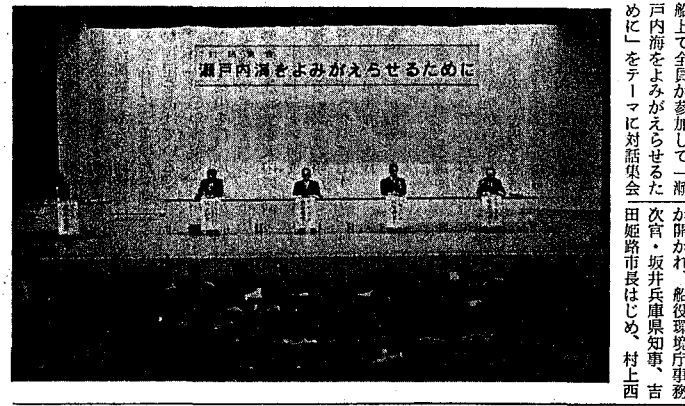


## 関係者の英知と エネルギーを結集 瀬戸内海を守る住民大集会

のびやかならぬ状態に追い込まれている瀬戸内海の現実を直視する  
とき、沿岸の青年、婦人はじめ関係者の英知とエネルギーを結集、環境  
破壊を防ぎ、瀬戸内海を守り抜くための行動に立ち上らなければならない。  
全国漁協婦人部連絡協議会(若狭代表会長)も主催者団体に加わっ  
て、「瀬戸内海を守る住民大集会」が九月二十九、三十日、兵庫県姫路  
市文化センターで開催された。

公害問題に関する講演「内海汚染の現状を調べ、学活動報告で、金谷よし恵、  
会、学習会や対話集会など、  
多様な活動を行い、「瀬戸  
内海を守る会」を企画した。@  
内海漁業の振興のための総  
決断を採択して閉幕した。  
この「大集会」は昨年(一)  
香川県で開催された。この  
目もの、汚染が進行する  
瀬戸内海をそのままに  
見過ごすことはできな  
はかるため開かれたもの  
で、初日の二十九日、集  
の買物の基調報告で、①瀬戸  
引き続いて行われた実践

公害問題に関する講演「内海汚染の現状を調べ、学活動報告で、金谷よし恵、  
会、学習会や対話集会など、  
多様な活動を行い、「瀬戸  
内海を守る会」を企画した。@  
内海漁業の振興のための総  
決断を採択して閉幕した。  
この「大集会」は昨年(一)  
香川県で開催された。この  
目もの、汚染が進行する  
瀬戸内海をそのままに  
見過ごすことはできな  
はかるため開かれたもの  
で、初日の二十九日、集  
の買物の基調報告で、①瀬戸  
引き続いて行われた実践



船上で全員が参加して瀬戸内海をよみがえらせるために、次官・坂井兵庫県知事、吉が出席した。田姫路市長はじめ、村上西

## 漁協貯蓄の推進で 豊かな生活の基礎 づくりをしよう

本年はP.C.B汚染魚の新聞報道以来、魚師の暴落による被害を全直平  
でうけてきて、まことに憂慮する事態が相当期間続きました。  
幸い幾分か回復のききが見えましたが、今後このまじしい漁業を営  
み、明るく豊かな生活をしていくためには、何としても貯蓄が必要であ  
ります。

水揚高のある時に目的に  
による各種の天引貯蓄を実施  
して、コソコソ地道な貯蓄  
運動を推進することが急務  
でありまして、その貯蓄を  
系統へ預けてこそ公費救済  
に役立つものといえましょ  
う。

現在漁家の貯蓄の漁協集  
中率は、平均五〇パーセン  
とが予想されますが、この  
貯蓄は人の意志と努力に  
よってできる、まして掛け  
先については個人の自由で  
携えて漁協貯蓄の推進に助  
かっています。

貯蓄は人の意志と努力に  
よってできる、まして掛け  
先については個人の自由で  
携えて漁協貯蓄の推進に助  
かっています。

全面的に漁協貯蓄の推進が主眼だったので、東京  
生活、日本自然保護協会、新都公害局主幹田尻昭氏が  
なされ、同集金は全漁協連  
会、漁協連会、瀬戸内海  
を守る青年団連絡協議会、  
頭目」と題して講演した。

このまじしい環境のなか  
での貯蓄推進は容易でない  
が話し合いを重ね、相談機  
能を充実して、一歩一歩進  
ずることを深めて互の信頼  
と理解を深めていこう。  
そして出来上がった絆を太く  
丈夫に育成して、如何なる  
風雲にも漁師としての蓄積  
的資金を漁師とともに蓄積  
して漁家生活を守る主任に  
したいと願っています。  
幸い貯蓄金利は引上げら  
れ、貯蓄金としては多少と  
も利息の利用価値がよくな  
りました。  
この反面漁協は資金コス  
ト高で経営は一段と苦しい  
時代を迎えますが、借入  
金がうしろ盾となって漁協  
の経営は確保したい。  
これは資金量の増大が  
必ずの要件となりますので  
ご協力、ご支援の程を切に  
お願いします。  
なお、各金融機関の貯蓄  
の獲得も一段と強化するこ  
とが予想されますが、この  
勧誘に負けないよう系統的  
の勧誘力によって貯蓄は漁協  
に集約して漁協貯蓄を伸ば  
しましょう。

本年は残る六か月赤を本  
年度目標達成に全力を注  
ぎ、漁家生活の土台を貯蓄  
で築き、明るい漁村建設に  
資するとともに漁協貯蓄の  
実績増加をはかりたいと切  
に願っています。  
これから地区別、組合別  
の貯蓄推進協議会を出来る  
だけ開いて、組合員との  
話し合いの場をもっと親密  
を深めて漁協貯蓄の増加  
はかり、豊かな生活の基礎  
づくりのために漁協ともども頑  
張りますので、ご理解、ご協  
力をお願いします。  
兵借漁連

少ない労働力を克服

うまみあるノリ養殖経営

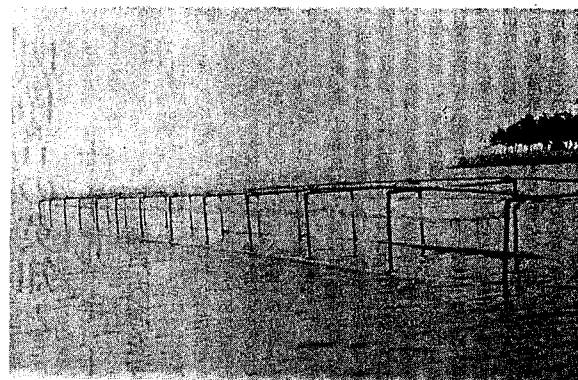
前川式ノリ網干出装置

ノリ浮流し養殖技術の中で現在最も問題のあるもの一つは、ノリ網干出方法がある。承知のとおり、ノリ網干出の目的は、オノノリ醗菌などを除去すること、とのり芽を強くし、二次芽の付着を促すことにある。これまで各地で色々な海上干出方法や装置の開発が続けられてきたが、いずれも一つ一つの耐油性や耐久性などの面で実用性に乏しいものがあった。

【動機】

また、従来種付と干出は固定式により加古川尻の浅い入江を使用してきたが、均4〜5回程度の干出作業をやるが共同経営であれば、理立てられることを予告されて、いたので水深のある他、人手も十分揃い陸上干出でも自由になる。しかし、個人経営で頼みの家族労働力が衰一人として、おきたかったのが直接の動機となった。

このため、一人で能率的に操作できるように力化した干出装置の必要に迫られていた。



成果実る

貝種苗放流事業

去る九月二〇日早朝、赤穂市福浦漁協同組合前に給養したトラツクが到着した。これは同協会の要請を受けた兵庫県、三重県業者から送られてきた種苗である。同協会は赤穂市役所の指導を受け、この種苗を毎年五月及び九月に三重県から種苗を導入し、のり養殖と併行して給養種で大きな生産をあげていく。結果、昭和四〇年歩留り六割、昭和四一年歩留り七割、昭和四二年歩留り八割と好結果を得、成功の確信を得た。

福浦漁協が給養種を希望したのは、昭和二十八年、十五名と好結果を得、成功の確信を得た。その後は放流量を大巾に増し、平均十二トン前後を越えてきた。この種苗は、昭和二十八年に初めて、昭和二十九年に初めて、昭和三十一年頃から県内水面漁連（県東庁管内）を通じて、徳島県、三重県等から購入され、昭和四十五年からは現在、兵庫県漁連が船渡している。船渡による経営効果は非常に高く、のり養殖網の下の複合経営が



【写真左】福浦漁協において放流される蛤の種苗

【写真右】福浦漁協において荷降される購入された蛤の種苗

農林年金情報

より充実した将来を

昭和四十八年度農林年金改正法成立

昭和四十八年度農林年金改正法案（農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案）は、七月十三日に一部修正のうえ衆議院を通過したが、約一ヶ月の国会審議ストップにより参議院における審議は八月二十八日から開始され、九月十四日の参議院本会議において可決、三月二十日国会提出以来実に一七九日ぶりに成立をみた。

農林年金の将来を

Table with columns for '改正' (Revised) and '現行' (Current) rates for various categories: 退職年金, 障害年金, 遺族年金, 退職年金の分年部, 遺族通算年金. Rates range from 150,000 to 321,600 yen.

改正法の内容